

R7.12.17 浜益区地域協議会 協議資料

組織について(条例抜粋)

権限:各協議会は次に掲げるもののうち、市長その他の市の機関から諮問されたものについて答申し、または各協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の期間に対し意見を述べ、もしくは要望することができる。

- (1)その所管地域内(浜益地区)に係る施策及び事業に関する事項
- (2)市が行うその所管地域に係る事務に関する事項
- (3)その所管地域内の住民との連携強化に関する事項
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

⇒要は、浜益地区内の施策ほか、まちづくりなどについて、検討し、意見を述べ、必要があれば市に対して要望することができる、ということになります。

会議の回数:1年で4~6回くらいを想定しています。

人数:10名以内

構成:①公募に応じた者

- ②所管地域内の自治会等の地縁団体が推薦するもの
- ③所管地域内の農業、漁業、商工業等に係る産業経済団体その他の公共的団体等が推薦するもの

※協議をお願いしたいこと

- ・「この団体から委員を出してほしい」「この「人」に委員をやってほしい」という案をお出しください。
(③について、委員本人の住所要件はなくなったので、どんな団体でも、浜益に関わりのある団体からの推薦が可能になります)